

軽油引取税の課税免除の特例措置が「船舶」で縮小されます！

令和6年4月
岡山県

軽油引取税の課税免除の特例措置については、3年毎に対象業種等の見直しが行われており、令和6年度税制改正大綱において、全業種で令和9年3月末までの特例措置の再延長が決定されましたが、「船舶」のうち、マリンレジャー等に使用される自家用船舶(いわゆる「プレジャーボート」)については、令和7年3月末日で特例措置が廃止されることとなりました。

◎令和7年4月1日以降、プレジャーボート(「業として」使用されるものを除く。)は免税軽油の対象外となり、免税軽油は購入できなくなります。

※事業用途等の使用が確認できた船舶は、免税軽油の対象ですが、従業員の福利厚生や接待用のために使用する船舶は除かれます。

※令和7年4月以降も免税軽油の対象となる漁船を含む船舶は、新たに手続きが必要です。令和6年4月1日以降の免税証等の手続き時等に確認書類をご確認ください。

＜プレジャーボートに係る免税軽油使用者証等の交付を受けている方へ＞

- ・免税軽油が無くなるまでの期間を対象とした免税軽油の引取り等に係る報告書等の提出と、免税軽油使用者証及び免税証の返納が必要です。
- ・令和7年3月末時点の免税軽油の在庫(残油)は、免税軽油使用者証記載の機械以外に使用することはできません。また、免税軽油を譲渡すると、罰則の対象となる場合がありますのでご注意ください。

※免税軽油の手続きは、お住まいの地域を管轄する各県民局にお問い合わせください。

(岡山市, 玉野市, 備前市, 瀬戸内市, 赤磐市, 和気町, 吉備中央町)

備前県民局 税務部課税課 間税課税班

電話：086-233-9819 FAX：086-224-2859

(倉敷市, 笠岡市, 井原市, 総社市, 高梁市, 新見市, 浅口市, 早島町, 里庄町, 矢掛町)

備中県民局 税務部課税課 個人・間税課税班

電話：086-434-7017 FAX：086-427-5344

(津山市, 真庭市, 美作市, 新庄村, 鏡野町, 勝央町, 奈義町, 西粟倉村, 久米南町, 美咲町)

美作県民局 税務部課税課 事業課税班

電話：0868-23-1272 FAX：0868-24-3445